





(市町村別内訳表)

(金額の単位：千円)

市町村名	前回までの報告分								今回の分		年間の合計
	自月日： 至月日		自月日： 至月日		自月日： 至月日		自月日： 至月日		箇所 数	金額	
	異常 気象 コード	異常 気象 コード	異常 気象 コード	異常 気象 コード	異常 気象 コード	異常 気象 コード	異常 気象 コード				
	箇所 数	金額	箇所 数	金額	箇所 数	金額	箇所 数	金額	箇所 数	金額	

(災害原因)

主な被害 市町村						
連続雨量	月日時～ 月日時	ミリメー トル	月日時～ 月日時	ミリメー トル	月日時～ 月日時	ミリメー トル
最大日雨量	月日時～ 月日時	ミリメー トル/日	月日時～ 月日時	ミリメー トル/日	月日時～ 月日時	ミリメー トル/日
最大時間 雨量	月日時～ 月日時	ミリメー トル/時	月日時～ 月日時	ミリメー トル/時	月日時～ 月日時	ミリメー トル/時
最大平均 風速	月日時分～ 月日時分	メートル /秒	月日時分～ 月日時分	メートル /秒	月日時分～ 月日時分	メートル /秒
最大潮位	月日時分	メートル	月日時分	メートル	月日時分	メートル
最大波高	月日時分	メートル	月日時分	メートル	月日時分	メートル
その他						

## 備考

- 1 海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の(2)の港湾関係災害報告書を基に記載すること。
- 2 総括表の市町村工事及び市町村工事内訳表については、令第5条第2項の規定によって取りまとめたものを記載すること。
- 3 災害原因の「最大潮位」欄及び「最大波高」欄には、各地の基準面からの測定値を記載すること。
- 4 既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、2段に分けて記載すること。

(2) 港湾（港湾に係る海岸を含む）

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 氏 名 あて

都道府県知事 氏 名

港湾関係災害報告書

年 月 日から 月 日までの（異常気象名）により港湾関係公共  
土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負  
担法施行令第5条の規定により報告します。

記

管 理 者 分 区	港 湾 名	港湾又は 海岸の別	位 置			施 設 名	金 額	摘 要
			郡	市	町村大字			
都道府県								
	(計)							
市町村								
	(計)							
総 計								

備 考

- 1 この報告書は、災害ごとにとりまとめること。
- 2 災害原因である気象等の状況がわかるように、日雨量（ミリメートル）、連続雨量（ミリメートル）、風速（メートル）、潮位（メートル）、波高（メートル）、台風の中心示度（ヘクトパスカル）その他の観測項目について観測値、観測の日時及び場所その他必要な事項を記したものを添付すること。
- 3 市町村分については、令第5条第2項の規定によって取りまとめたものを記載すること。なお、令第5条第1項の規定により市町村長が都道府県知事に報告する様式は、この様式に準じて作成すること。
- 4 参考として他の公共土木施設災害の被害状況に関するものを添付すること。ただし、総括表の記載事項で足りる場合はこの限りではない。
- 5 必要に応じて公共土木施設以外の主な災害の被害状況に関するものを添付すること。

第二表

番 号

年 月 日

都道府県知事 氏 名 あて

市町村長 氏 名

災 害 報 告 書

年 月 日から 月 日までの（異常気象名）により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条の規定により報告します。

記

（金額の単位：千円）

区 分	前回までの報告分				今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計	
	自月日： 至月日	自月日： 至月日	自月日： 至月日	自月日： 至月日	異常気象 コード	異常気象 コード		
	異常気象 コード	異常気象 コード	異常気象 コード	異常気象 コード	箇所 数	金額	箇所 数	金額
	箇所 数	金額	箇所 数	金額	箇所 数	金額	箇所 数	金額
河 川								
海岸（港湾に係るもの）								
海 岸（その他）								
砂 防 設 備								
地すべり防止施設								
急傾斜地崩壊防止施設								
道 路								
橋 梁								
港 湾								
下 水 道								
公 園								
計								

備 考

- 1 港湾関係の災害報告書は、第一表の(2)の様式に準じて作成すること。また、本表における海岸（港湾に係るもの）及び港湾の欄の記載事項は、第一表の(2)に準じて作成した港湾関係災害報告書を基に記載すること。
- 2 既に報告した事項について変更を行う場合は、当該枠中、変更を行う前のものを上段に、変更後のものを下段に、二段に分けて記載すること。